社說

議員の歲費を增す可し

議會開場の前後に當り議員の擧動に付て忌ばしき風說を聞くは毎度の事にして或は某々議員は買收されたりとか又は高利貸に苦められて云々の醜態を演じたりとか殆んど記すに忍びざる事多きは何故なるやと云ふに自から種々の事情もある可しと雖も主として其重中の重なるものは議員の歲費なりとなすべし議會の開場期は三箇月にして議員入百圓を三箇月に割當れば月に二百六十六圓餘、少なしと云ふ可らざるが如くなれども相當に議員の職務を盡さんが爲めには政務の取調、仲間の相談、選擧區の爲め少なくとも半歲以上は外に奔走せざるを得ず而も議員と云へば見る目に貴高の人民に推されて國民を代表し國家の大政を議決するものなれば其身分も自から輕からずして隨て費用も亦多く中には見苦るしき下宿屋に住ひ人力車には一切乘らず又破々仲間の附合もせず外出の必要あれば徒歩に滿足して入百圓の歲費をば大半懷中して歸郷するものなきに非ざれども斯の如きは所謂風變りの人物にして數百人中僅に一二名を見るのみ以て一般の議員を律す可らず見に角に議員たり紳士たる體面を保たんには衣食住交際萬端に付き迚も入百圓を以て引足る可きに非ず況んや當初議員と爲るときにも少なからざる運動費を要し歲費の左まで烈しからざる撰擧區に於ても二年分位の歲費は空しく飛散するの常にして斯くて前後よく當選したる處にて殘る所は僅に半額二年分のみ二年の歲費を以て四年を維持せんとす既に已に敵の許さゞる所にして萬國年の所費に餘り金額を以てするも足らざるものなれば無中無理せざらんと欲するも得べからず高利貸云々の沙汰も偶然に非ざるなり病に聞く所に據れば歲費を抵當として高利を借れる者百名もある可しと云ふ三百人の中百名が斯の如き境遇にありとは曾に議員其人の不面目に止まらずして寧ろ國の恥辱と云ふも可なり問題に上り可らざるみとなれば速に其歲費を增加して少しにても議員を強がさる可らず責任官(普通の文官)の最下級なる者にても年俸入百圓にして勅任官の最下級は三千圓なり議員にも千五百圓若しくは二千圓位は給與しても無き可きみとならん或は寧ろ議員の歲費を全廢す可し斯の如くすれば貧乏人は自から斷念して富豪家のみ撰出せらる可きが故に復た今日の如き顚倒なかる可しとの說もあらんかなれども是れは我國目下の事情に知らざるものなり西洋諸國の如く素封家も少小より政事の世界と感じて爲に運動する者ならんには貧乏人は[illegible]

[illegible]

○御入棺及び御靈移祭

[illegible]

○皇太后陛下御入棺の次第

皇太后陛下御入棺は今十九日午後四時を以て御事行相成るとの御事なるが今其次第を承はるに左の通通氏を始め藤可、二條、兒玉、高重小路、唐橋、野宮、松岡、九條(道實)の宮官一同伶人の奏樂に隨ひ御靈前に於て祝詞を奉呈、次で種々の祭式を奉仕し終りて皇后陛下を始め奉り、皇族御近親の方々等順次御參列せらるゝ由、又御拜禮の御服付となるべき御服も謂し奉るべきものにて御上着は白唐織の御袿御下着には花菱綾にして御好の御持を召させられ御入棺となるべきものなりと承はる

○御入棺式へ行幸啓

本日は皇太后陛下の御入棺式を擧行あらせらるゝに付天皇、皇后兩陛下には御舞として青山御所に行幸啓あらせ給ふべき御都合なれども御上には御風氣未だ御全癒あらせられずして今仍は御假床中の御事にもあれば或は御名代を差遣はさるゝやも測られずとなり尤も皇后陛下には最早御全癒遊ばされたる御事にて行啓遊ばさるべき御豫定なりと承はる

○御十日祭御執行

來る二十日皇太后陛下御十日祭を行はせらるゝよし其御次第は左の如し

今十九日皇太后陛下御靈移祭の御次第を承はるに左の如し

午後四時皇太后陛下の御入棺式
靈柩を輿に移す
皇太后陛下の御靈移祭
靈柩を車に移す
御靈前に於て祝詞を奉る
皇后陛下御拜禮
皇族御近親の方々御拜禮
皇族御近親の方々御拜禮
皇族御近親の方々